

# 株式会社設立フロー

- ・取締役は1人以上で足り、任期は原則2年ですが、最長10年まで伸長可能です。10年毎に変更登記が必要です。代表取締役を設置した場合の任期も同様です。
- ・監査役の設定は任意で、任期は原則4年ですが、最長10年まで伸長可能です。取締役同様、10年毎に変更登記が必要です。（監査役の設定は任意です。）
- ・取締役会の設置も任意です。
- ・最低資本金が撤廃され、資本金1円以上で設立が可能です。
- ・発起人設立の場合、発起人（出資者）は必ず出資しなければならず、発起人以外の者は出資することはできません。

## 株式会社設立まで：

### 1 チェックシートへの記入、印鑑証明書のご取得(お客様が対応)

チェックシートに必要な事項を記入し、印鑑証明書のコピーとともに当事務所宛までメールもしくはFAXにて送付下さい。なお、印鑑証明書の必要通数は下記のとおりです。

#### 印鑑登録証明書必要枚数

- ・代表取締役且つ、発起人（出資者）の場合 : 合計2通
- ・取締役且つ、発起人（出資者）の場合 : 合計2通
- ・取締役のみの場合 : 合計1通
- ・発起人（出資者）のみの場合 : 合計1通

※印鑑証明書の有効期限は3ヶ月となります。

- ・実質的支配者(※)の本人確認証明書 : 下記いずれか1点

「本人確認証明書」の例

- 住基カード（住所が記載されているもの）のコピー
- 運転免許証の表、裏面のコピー
- マイナンバーカードの表面のコピー

※**実質的支配者**とは、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいい、議決権の割合で該当者が決まります。

1. 議決権の50%超を保有する自然人がいる ⇒ 該当者  
↓いない場合
2. 議決権の25%超を保有する自然人がいる ⇒ 該当者  
↓いない場合
3. 代表取締役

### 2 出資の履行:(お客様が対応)

「資本金の払い込みの証明書」

必要書類：**資本金入金後の預金通帳のコピー**をメールもしくはFAXにて送付下さい。

(チェックシート、印鑑証明書のコピーと同時送付もしくは登記前までにお送り下さい。)

入金方法：発起人（出資者）代表の個人の通帳に資本金を入金します。

入金後、表紙、表紙の裏、入金額が分かるページを別々にA4用紙にコピーします。

### 3 会社設立書類一式の作成(当事務所が対応)

書類の作成が完了次第、お客様へ書類を発送致します。チェックシートと印鑑証明書のコピーを送付  
いただいてから、通常3～4営業日程度でのお届けとなります。

### 4 書類への押印及び費用のお振込み(お客様が対応)

定款、就任承諾書等、送付した書類に個人実印・会社代表印を押印していただきます。

押印後は印鑑証明書原本とともに当事務所へ書類をご返送下さい。

※ 会社代表印を当事務所へご用命の場合は、会社代表印の押印は不要です。

書類と一緒に請求書をお送りいたしますので、到着日翌日（翌日が土日祝祭日の場合は、その翌日）  
までに費用をお振込み下さい。

### 5 公証人による定款の認証:(当事務所が対応)

必要書類：発起人（出資者）全員の個人の印鑑登録証明書：各1通

公証人の認証の手数料 5万円 定款の謄本の交付手数料 2千円

※ 上記費用はご依頼後にお預かりいたします。

定款の交付手数料は定款を構成している枚数によって異なります。上記金額2千円は当事務所が依頼  
を受けた中で一番多い金額です。

### 6 設立登記の申請:(当事務所が対応)

必要書類：取締役・代表取締役、全員の個人の印鑑登録証明書：各1通

「登録免許税」は資本金総額の1000分の7ですが、その額が15万円未満の場合は15万円とな  
ります。

※ 上記費用はご依頼後にお預かりいたします。

補正がなければ、申請書提出日から1週間くらいで登記簿謄本が取得できます。

ご質問がございましたら、お問合せ専用窓口：03-3866-3866もしくはメールにて  
お問い合わせ下さい。

— お問い合わせ先 —

〒101-0032

東京都千代田区岩本町 3-1-5 スミトー神田岩本町ビル 9F

行政書士法人東京総合行政事務所

Tel : 03-3866-3866 (直通)

Fax : 03-6231-8678

E-mail: info@kigyo88.com